

NTT東西等の業務の在り方・NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

令和6年5月13日 事務局 NTT法 適用

NTT持株(上場会社)

【株式政府保有比率】 33.33 % (2023年3月末現在)

【連結】売上高:13兆1,362億円 【NTT持株単体】売上高:1兆3,242億円

人員数: 2,450人 人員数:338,650人

剰余金処分認可

(2023年7月1日時点)

役員選解任認可

定款変更認可

事業計画認可

全株保有義務 全株保有義務 100%出資 100%出資 地域通信事業 NTT法 NTT法 適用 適用 NTT東日本 NTT西日本 【連結】 【連結】 売上高:1兆7,022億円 売上高:1兆5,016億円 人員数:35,450人 人員数:34,850人 【単体】 【単体】 売上高:1兆5,449億円 売上高:1兆3.054億円 人員数:4,950人 人員数:1,450人

事業計画認可

定款変更認可

100%出資 対象外

総合ICT事業

JENTIN

● 移動体通信事業

【連結】売上高:6兆590億円

人員数:47,150人

【単体】売上高:4兆7,047億円

人員数:7,900人

100%出資

NTTコミュニケーションズ

● 法人事業

売上高:1兆970億円 人員数:9,300人

(情報システム業) (参考) 旧エヌ・ティ・ティ・データ

NTT法

【単体】 売上高:1兆1,532億円

100%出資

● 国内事業

人員数:12,700人

グローバル・ソリューション事業

57.7%出資

NTTデータグループ

● 持株会社(上場会社)

(参考) 旧エヌ・ティ・ティ・データ 【連結】売上高: 3兆4,902億円

人員数:195,150人

55%出資 NTTデータ

NTT DATA, Inc.

● グローバル通信事業

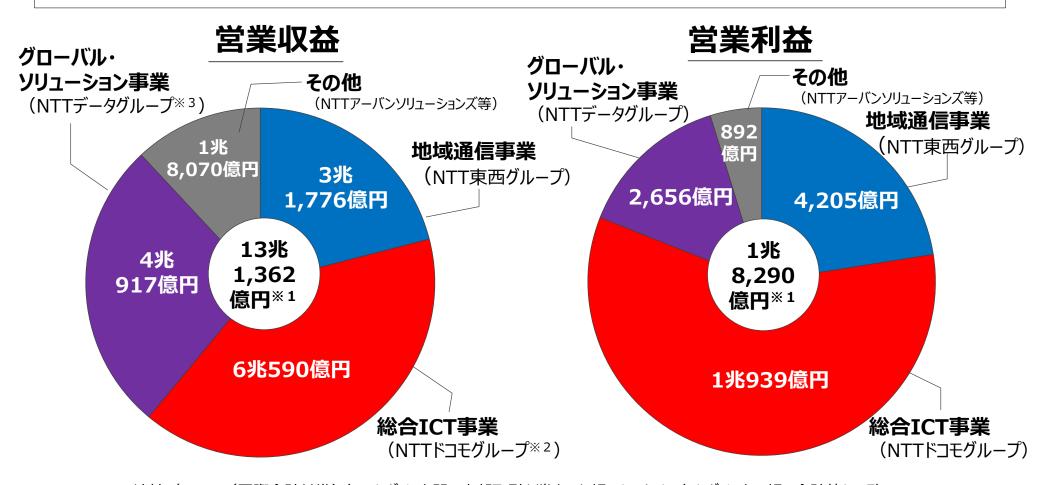
45%出資

100%出資

NTT Ltd. ● グローバル通信事業

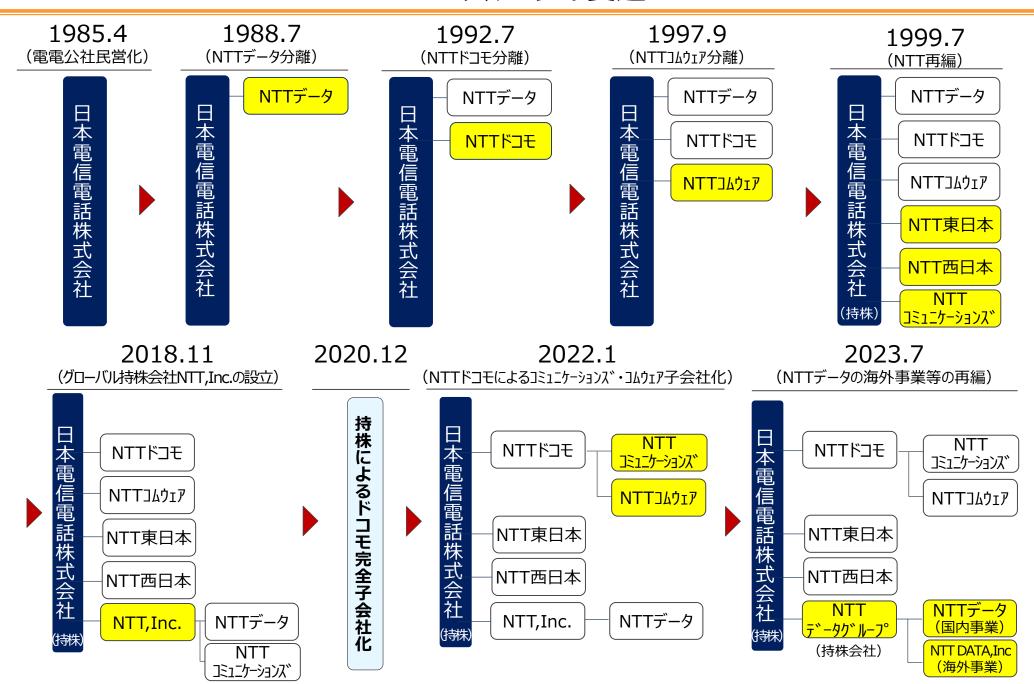
- ※出資割合については発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合で記載(2023年3月末現在)。
- ※人員数、売上高は2023年3月末現在(NTTコミュニケーションズの人員数は、2023年7月末現在)。
- ※NTTドコモ単体及びNTTコミュニケーションズの人員数は出向受け入れ社員を含む。
- ※NTTデータグループにおけるグローバル事業のガバナンス及び戦略策定、施策推進のために、2022年10月1日に NTT DATA,Inc.を設立。

- 営業収益は、NTT連結で13兆円超。内訳は、「地域通信事業(NTT東西等)」で約3兆円、「総合ICT事業(NTTドコモ・コミュニケーションズ・コムウェア等)とグローバル・ソリューション事業(NTTデータ等)」で約10兆円。
- 営業利益は、NTT**連結で1兆8,290億円**。内訳は、「**総合ICT事業**」が**1兆円超**であり、「**地域通信事業**」は**4,205 億円**、「グローバル・ソリューション事業」は**2,656億円**。



- ※1:NTT連結(IFRS (国際会計基準))。セグメント間の内部取引を消去した額であるため、各セグメントの額の合計値と一致しない。
- ※2:NTTドコモ以外に、NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア等の数値が含まれる。(IFRS (国際会計基準))
- ※3:NTTデータ以外に、NTT DATA, Inc.・NTT Limited等の数値が含まれる。(IFRS (国際会計基準))

NTTグループの変遷



- NTT持株は、旧NTTを地域会社と長距離会社に再編成するに当たり、NTT東西の株式の総数を保有し、株主権の行使によって間接的にあまねく電話の責務を担保する機能を果たすとともに、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を一元的に推進することを目的として設立。
- その業務は、「①本来業務」、「②目的達成業務」であり、これら以外の業務を行うことは認められていない。

① 本来業務

- NTT東西の株式の引き受け・保有、株主権行使
- NTT東西に対する必要な**助言、あっせん**その他の援助
- 基盤的技術の研究

等

- ② 目的達成業務 (事前届出制)
 - NTT持株の目的※を達成するために必要な業務。事前届出要。
 - ※ NTT東西が発行する株式の総数を保有し、NTT東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること及び電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと

グループや他の事業者との関係に着目した規律

- NTTについて、その巨大性・独占性等を踏まえ、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための公正競争条件が課されている。
- 他方、回線/端末シェアの高い事業者(一種指定事業者及び二種指定事業者)について、電気通信事業法において、他事業者間の公平性等を確保するための規律等が定められており、その中で、特にグループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための規律が存在している。

NTTグループ内の事業者と他事業者との間の 公平性等を確保するための規律

[累次の公正競争条件]

- ・ NTT東西によるネットワークの公平な提供
- 各種取引条件等の公平性の確保
- **在籍出向**及び**役員兼任**の禁止
- ・独立した営業部門の設置
- 顧客情報その他の**情報の公平な提供**
- ・共同資材調達の扱い
- 研究開発成果の公平な開示等

回線/端末シェア等の高い事業者と他の事業者との関係に着目した規律

[電気通信事業法]

- <u>ネットワークの開放ルール</u> 接続約款の認可、卸電気通信役務の届出等
- ・禁止行為規制

接続関連情報の目的外利用・提供の禁止電気通信業務に関する不当な差別的取扱い等の禁止等

一種指定事業者と特定関係事業者との間の規律 役員兼任の禁止

周辺的な業務に関し、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

•機能分離等

ボトルネック設備保有部門と他部門の分離 等

公正競争の確保に問題がないか等を審査

合併等審査(登録の更新制)
 グループ会社が、グループ外の大規模事業者をグループ化する場合に

● NTTの巨大性・独占性等を踏まえ、各種事業の分離時等に、グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保するための公正競争条件を課しており、大別すると、主に以下の7つの条件に整理できる。

NTT東西による ネットワークの公平な提供	NTT東西		NTTドコモ/NTTコム/NTTデータ
各種取引条件 等の 公平性 の確保	NTT持株 NTT東西	←	NTTドコモ/NTTコム /NTTデータ/ NTTコムウェア
在籍出向 及び 役員兼任 の禁止	NTT持株 NTT東西	在籍出向	NTTドコモ/ NTTコム/ NTTデータ グループ/NTTデータ
	NTT東西	役員兼任	NTTドコモ/NTTコム
独立した営業部門の設置	NTT東西	←	NTTコム
顧客情報その他の情報の公平な提供	NTT東西	←	NTTコム
共同資材調達の扱い	NTT持株 NTT東西	←	NTTドコモ/ NTTコム/NTTデータ/ NTTコムウェア
研究開発成果 の公平な 開示 等	NTT持株 NTT東西		NTTドコモ/NTTコム/NTTデータ/ NTTコムウェア

(参考) NTTグループに対する累次の公正競争条件

1988 (S63) 年 データ通信事業の分離

データ通信事業の分離について(S63年4月日本電信電話株式会社報道発表)

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ 転籍による社員の移行
- ◆ NTTによる新会社への回線提供の他事業者等との無差別公平性の確保
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止、第三者と同等の取引条件の確保
- ◆ NTT·新会社の共同調達の禁止

1992 (H4) 年 移動体事業の分離

日本電信電話株式会社の移動体業務の分離について(H4年4月郵政省報道発表)

- ◆ 可能な限り、N T Tと別個の伝送路を構築。
- ◆ NTTから新会社への取引を通じた補助の禁止
- ◆ 転籍による社員の移行

- ◆ NTTの出資比率の低下
- ◆ N T T · 新会社の共同資材調達の禁止

1997 (H9) 年 ソフトウェア関連業務の事業化・分離

ソフトウェア関連業務の事業化について(H9年3月日本電信電話株式会社報道発表)

◆ NTTによる新会社との取引の他事業者等との無差別公平性の確保

◆ NTT・新会社の共同資材調達の禁止

1999 (H11) 年 持株会社、地域会社及び長距離会社への再編成

日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(H9年12月郵政省告示)

- ◆ 地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止
- ◆ 持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施
- ◆ 持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達の禁止
- ◆ 地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持 のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合にお ける条件の他事業者との同一性確保
- ◆ 地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者 との同一性確保
- ◆ 持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る 情報開示の条件の他事業者との同一性確保

(参考)NTTグループの共同調達に関する指針

- 昭和63年以降に旧NTTから分離した会社(Nコム、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア。以下「分離会社」という。)を対象に、公 正競争条件の整備の観点から、分離会社が旧NTTの巨大な購買力を使用することのないよう、旧NTTと分離会社との資材の共同調達は 認められていない。
- 他方、資材調達を取り巻く環境の変化や禁止行為規制等の公正競争確保のための規律の整備状況を踏まえ、「電気通信事業分野に おける競争ルール等の包括的検証!(2019年12月情報通信審議会答申)において、「調達力強化を通じてグローバル展開や先端的な 研究開発等に対する投資を促進するため、公正競争を阻害しないための措置を講じた上で例外的に認めるとされた。
- これを受け、総務省は「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」の検討を踏まえ、共同調達に関する基本的な考え方を示すととも に、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置を明確化することを目的として、本指針を策定(令和2年8月策定)。

指針の概要

5 検証可能性の確保等

- 1 共同調達が例外的に ・電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置 ※いわゆるNTTドコモブランドの端末装置(スマートフォン等)は除く。 認められる資材 ・共同調達を通じたNTT等と分離会社との間の一体化(ヒト(情報)、モノ、カネ)等の**NTTの再編成の趣旨である潜脱の防止** 2 NTT再編成の趣旨の 【措置の内容】 徹底 共同調達事業者との役員兼任等の禁止、共同調達における窓口業務の措置、共同調達情報管理システムへのアクセス制限、 共同調達情報の目的外利用の禁止、共同調達事業者に対する目的外の業務委託の制限、共同調達会社における会計分離 ・共同調達を通じた公正競争を阻害する行為、電気通信事業法上の禁止行為規制の趣旨を潜脱する行為等の防止 3 NTT等の市場支配力 【措置の内容】 との関係 共同調達の上限(共同調達の額は、各社それぞれの総調達額の50%未満)、禁止行為規制の趣旨の確保 ・利用者への利益還元、グローバル展開や先端的な研究開発等への投資、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対する 4 利用者利益の確保等 共同調達機会の付与等 【NTT等】

 - ・各事業年度の共同調達に係る実施計画、四半期ごとの実施状況、各事業年度の実施状況(本指針に基づき講じた措置、共同 調達により調達した資材の利用状況、利用者還元等の状況、共同調達額、総調達額等)を総務省に報告 【分離会社等】
 - 各事業年度の実施状況(共同調達額、総調達額等)を総務省に報告
- ・総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証、その結果を公表し、公正競争の確保に支障があると認められる場合には、 6 指針の見直し **業務の適正化を図るとともに、必要に応じて本指針を見直し、又は共同調達に関する例外的な扱いを終了**

● 電気通信事業法では、シェアが高く市場支配力を有する事業者 (市場支配的事業者) に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化してあらかじめ禁止。

一種指定事業者 (NTT東西)

接続関連情報の目的外利用・提供

電気通信業務に関する不当な差別的取扱い

製造業者・販売業者等の業務に対する **不当な規律・干渉**

特定関係事業者※1との役員兼任

土地・建物の利用、業務の受託等に関する 特定関係事業者と比して**不当な取扱い**

二種指定事業者のうち収益シェアの高い者 (NTTドコモ)

同左

グループ内の特定の事業者※2に対する 電気通信業務に関する不当に優先的な取扱い

※1 子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定するもの(NTT ドコモ、NTTコミュニケーションズ)

※2 子会社、親会社、兄弟会社等であって、総務大臣が指定するもの(NTT 東西、NTTコミュニケーションズ、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPC、 NTTメディアサプライ)

禁止行為等規定適用事業者等の指定の考え方

電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方 (令和5年4月20日改定)

禁止行為等規定適用事業者(電気通信事業法第30条第1項)

指定事業者:NTTドコモ

二種指定事業者のうち、収益シェアが25%超

①一定期間継続して収益シェア40%を超過

市場支配力を推定し、総合的な事業能力を測定するための諸要因※を 勘案して特段の事情がない限り指定

②一定期間継続して25%を超え40%以下の収益シェアを有する者が存在する場合

→ ア シェアが1位 シェアの水準及び**諸要因**※を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定 シェアが2位以下 シェアの順位が**1位の者とシェアの格差が小さく**、かつ、**諸要因**※を勘案し、特に市場支配力が推定される場合に限り指定

※ 事業規模(資本金、収益、従業員数)、市場への影響力・ブランド力、製品・サービスの多様性、潜在的な競争の不在 等

禁止行為の相手方となる電気通信事業者(電気通信事業法第30条第3項第2号)

指定事業者:NTT東西、NTTコミュニケーションズ、NTTBP、NTT-ME、NTTデータ、NTTPC、NTTメディアサプライ

禁止行為等規定適用事業者の子会社、親会社、兄弟会社等のうち、

- 移動通信分野の電気通信役務やこれとのセット提供等が想定される電気通信役務※のいずれかを提供し、
- 当該電気通信役務のいずれかの契約数等が継続して5万以上であるもの

を指定

※ 携帯電話、PHS、加入電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス 等

一種指定事業者と特定関係事業者との間の規律等

■ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、他の電気通信事業者との公正競争を確保するため、特定関係事業者との間において、役員兼任を禁止する等の規律が課されている。(電気通信事業法第31条)

<対象事業者>

一種指定事業者 : NTT東西

< 特定関係事業者*1> (令和2年総務省告示第220号により指定*2、3) NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

禁止される行為

- ※1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の①子会社、②親会社、③兄弟会社である電気通信事業者のうち総務大臣が指定する者
- ※ 2 NTTコミュニケーションズについては、平成14年総務省告示第8号により指定していたが、会社形態変化を踏まえて、令和2年7月に再度指定
- ※3 NTTドコモについては、令和3月11月に指定(令和3年総務省告示第367号による改正)

役員兼任の禁止

第一種指定電気通信設備を設置する 電気通信事業者と、特定関係事業者との 間において、**役員兼任を禁止**(第1項)

特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取扱うことの禁止

接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務 (※) についても、特定関係事業者に 比して不公平な取扱いを原則禁止(第2項)

- ※ ① 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報の提供
 - ② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等他の電気通信事業者からの業務の受託

その他規律

- ·業務の受託を受けた子会社が反競争的な行為を防止するための監督を義務付け(第3項)
- ・他の電気通信事業者との適切な競争環境を確保するため、**一定のファイアーウォールの整備**を義務付け(第6項及び第7項)

そのほか、

- ・他の電気通信事業者を不利に取扱う行為等に対する総務大臣による停止・変更命令(第4項)
- ・電気通信事業法第31条の規制の順守のために講じた措置及びその実施状況に関する総務大臣への定期的な報告を義務付け(第8項)

(参考) 電気事業法における行為規制の例

● 電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰でも自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できるようにすることが必須であり、送配電事業の一層の中立性の確保を図るため、行為規制が課されている。

(1) 一般送配電事業者の取締役等の兼職等の規制【第22条の3関係】

- 一般送配電事業者の取締役等が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等の、取締役等及び従業者を兼職することを原則として禁止(第1項)
- 一般送配電事業者の従業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等の取締役等を兼職することを原則として禁止(第1項)
- 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等において重要な役割を担う従業者を一般送配電事業者が営む重要な業務に従事させることを原則として禁止(第2項)

(2) 一般送配電事業者の禁止行為等【第23条関係】

- 託送業務等に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報を当該業務等の用 に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止(第1項第1号)
- 託送業務等について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることを禁止(第1項第2号)
- 上記2つのほか、一般送配電事業者が、電気供給事業者の間の適正な競争関係を阻害する行為を行うことを禁止 (第1項第3号)
- 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等と通常の取引の条件とは異なる条件であって 適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で取引を行うことを禁止(第2項)
- 一般送配電事業者が、託送業務等をグループ内の小売電気事業者又は発電事業者等に委託することを原則として禁止(第3項、第4項)
- 一般送配電事業者が、グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等から小売又は発電業務を受託することを原 則として禁止(第5項)

(参考) 電気事業法における行為規制の例

(3)一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等【第23条の2関係】

• グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等が、グループ内の一般送配電事業が営む重要な業務に従事する者を当該小売電気事業又は発電事業等の重要な役割を担う従業者として従事させることを原則として禁止

(4) 一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等【第23条の3関係】

- グループ内の小売電気事業者又は発電事業者等が、グループ内の一般送配電事業者に対し、その業務について、上述(4)の行為等をするよう要求し、又は依頼することを禁止する(第1項第1号)
- その他、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する行為を禁止(第1項第2号)

(5) 適正な競争関係確保のための体制整備義務【第23条の4関係】

• 一般送配電事業者に、適正な競争関係を確保ための体制の整備及びその実施状況を経済産業大臣へ報告すること を義務付け(第1項及び第2項)

(6) 送電事業者の兼業規制・行為規制【第27条の11の2から第27条の11の12関係まで】

送電事業者は、一般送配電事業者と同様に上記(1)~(6)の規制が課される。

合併等審査(登録の更新制)

- **一種・二種指定事業者又はその特定関係法人(グループ会社)が、グループ外の大規模事業者**(一種・二種指定事業者を含む特定電気通信設備設置者)をグループ化(合併や株式の取得による子会社化等)する場合、その一種・二種指定事業者に対し、電気通信事業の登録の更新を義務付けて、公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査。
- なお、**既に同一グループ内にある会社間**の合併や株式取得等は、**登録の更新の対象外**。

①一種・二種指定事業者のグループ

一種・二種指定事業者 又は その特定関係法人 (いわゆるグループ会社) ①が②を グループ化

(合併、株式取得に よる子会社化等) **する場合**

登録の更新が 必要

②グループ外の大規模事業者

(特定電気通信設備設置者)

[固定通信]

アクセス回線シェア10%超の者 (NTT東西、オプテージ 等)

[移動诵信]

端末シェア3%超の者 (NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、 ソフトバンク、UQコム、WCP)



公正競争の確保に問題ないかどうか等を審査

経緯

- NTT持株はNTTドコモの完全子会社化を目的としたTOBを実施(2020年11月17日成立)。2020年12月29日にNTT持株はNTTドコモの全株式を取得し、完全子会社化。今後、NTTコムを含むグループ会社との連携強化についても検討。
- 一方、他事業者等はNTTドコモの完全子会社化について、公正競争上の懸念を表明。2020年11月11日、KDDI、 ソフトバンク、楽天モバイル等28者は、NTTドコモの完全子会社化に係る意見申出書を総務大臣に提出。

検討会議の設置

■ 累次の制度整備や市場環境の変化等を踏まえながら、電気通信市場における公正競争の確保等の観点から、必要な方策等について検討を行うため、電気通信市場検証会議の下に「公正競争確保の在り方に関する検討会議」を設置。

検討状況

第1回会合	・ヒアリング(NTT、KDDI、ソフトバンク、
2020年12月3日	楽天モバイル)
第2回会合	・ヒアリング(NTT、KDDI、ソフトバンク、
2020年12月25日	楽天モバイル)
第3回会合	・ヒアリング(KDDI、ソフトバンク、楽天モ
2021年1月14日	バイル、CATV連盟)
第4回会合	・ヒアリング(ACCJ)
2021年1月28日	・論点整理(案)について

第5回会合 2021年2月16日	・ヒアリング(KDDI、ソフトバンク、楽天モ バイル、CATV連盟、NTT、MVNO委 員会)・論点整理(修正案)について
第6回会合 2021年3月3日	報告書(案) について
第7回会合 2021年10月11日	・報告書(案)の意見募集の結果について

(参考) 公正競争確保の在り方に関する検討会議報告書の主なポイント 15

I NTTドコモをNTT東西の特定関係事業者として指定

- NTTドコモを新たにNTT東西の特定関係事業者として指定すべき(NTTコムは、指定済)。
- → これにより、NTTドコモとNTT東西の間の役員兼任の禁止とともに、NTT東西が他の電気通信事業者をNTTド <u>コモより不利に取扱うことの禁止</u>等の規律が課される。

NTTグループに対する既存のルール及び公正競争条件の遵守

- 既存の接続規制・卸役務等のルールの遵守、累次の公正競争条件の引き続きの遵守が必要。
- NTTコムとNTT東西の間の公正競争条件については、NTTドコモ・NTTコム間のネットワーク一体化を踏まえれば、 NTTドコモとNTT東西の間においても遵守されることが必要。
- → 毎年の検証で公正競争上の問題が確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、NTTグ ループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策の検討が必要。

Ⅲ 事後的な検証の強化

- 市場検証会議において、新たに、法人向けサービスの実態把握、研究開発競争に係る状況の検証を実施。
- 市場検証会議において、事業者からの報告やアンケート結果等に加え、NTTほか関係事業者等から客観的な データを取得し、NTT東西・NTTドコモの禁止行為規制の遵守状況等の確認を強化。

IV 将来的なネットワークの統合等に伴う課題の提示

● ネットワーク仮想化やソフトウェア化に伴うネットワークを巡る環境変化を注視し、ネットワークのオープン性の確保や、 固定と移動の融合の中で複数市場にまたがる共同的市場支配力の在り方なども含め、今後、有効な規律の在り方 について検討が必要。

(参考) 電気通信市場検証会議

- 市場検証に関する基本的な考え方や重点事項等を示す「基本方針」を策定・公表。
- 各年度における重点事項、分析・検証の実施方針等を示す「**年次計画」**を毎年度策定・公表。
- **電気通信市場全般の動向**について**分析・検証**を実施するとともに**、定期的・継続的に電気通信事業者の業務の適正性等の確認** を実施。
- 毎年度の分析・検証の結果等について「**年次レポート」**を策定・公表。今後、重点的に取り扱う課題・取組等を**次年度の「年次計** 画」に反映。
- 市場検証プロセスの運用に当たり、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」からの助言を踏まえ、各取組を実施。

市場検証プロセス 電気通信市場検証会議 客観的かつ専門的な見地からの助言 市場分析 制度 法令、ガイドライン等へ反映電気通信事業法をはじめとする 各種データの収集・市場動向等の分析 基 年 年次レポ 施策等の見直し 本 次 市場の検証 計 方 公正競争環境及び利用者利便に関する検証 針 画 電気通信事業者の業務の 適正性等の確認 定期ヒアリングによる確認 (必要に応じ、報告徴求等を実施 フィードバック 環境変化等を踏まえ、随時見直し

- 電気通信事業者の業務の適正性等の確認として、市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等及びNTTグ ループに対する公正競争条件の遵守状況等について、市場検証基本方針で定めた確認項目等を確認した。
- 検証結果は以下のとおりである。

項目		確認結果(概要)
重点的検証	客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証	 令和4年度検証においては、局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱に関する検証、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証、将来ネットワークの統合等に伴う課題に関する検証のいずれの検証においても、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。引き続き、検証を行っていく。
禁止行	配的な電気通信事業者に対する 為規制に関する遵守状況等の 固定系)	 令和4年度検証においては、新たに講じられた措置を中心に確認するとともに、NTT東西の契約の相手方及び競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、特定の者に対する不当な優遇等に該当する事実は認められなかった。 NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等の確認を実施したところ、令和4年度検証においては、問題は認められなかった。引き続き、検証を行っていく。
禁止行	配的な電気通信事業者に対する 為規制に関する遵守状況等の 移動系)	 令和4年度検証においては、NTTドコモグループ再編後の措置等、新たな措置を中心に確認するとともに、 競争事業者に対するアンケート調査を行ったが、具体的事例の指摘はなく、特定の者に対する不当な優遇等 に該当する事実は認められなかった。引き続き、検証を行っていく。
	ループに対する公正競争条件の 況等の確認結果	令和4年度検証においては、公正競争条件に反するような行為等は認められなかった。引き続き、検証を 行っていく。
1	:事業者に対するグループ内事業者への な取扱い等についての把握・検証	・ 令和4年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない。・ 引き続き、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための対応等の概要について把握・検証するため、アンケートにより情報収集を続けるなどにより、注視。